

第5章 特定非営利活動法人の解散・合併

第5章 特定非営利活動法人の解散・合併

1 特定非営利活動法人の解散

特定非営利活動法人は、次の事由により解散することとなりますが、解散事由によって、玉村町から認定を受けたり、又は玉村町に対し解散届を提出する必要があります。

【解散事由】（法31条第1項）

① 社員総会の決議	<ul style="list-style-type: none"> 社員総会において、定款に特別の定めのある場合のほか、社員総数の4分の3以上の承諾をもって解散の決議をし、解散することができます。
② 定款で定めた解散事由の発生	
③ 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能	<ul style="list-style-type: none"> 法人が目的とする特定非営利活動に係る事業を達成することができないことを理由とする解散については、玉村町の認定が必要となります。
④ 社員の欠亡	社員が全くいなくなった場合、解散となります。
⑤ 合併	「2 特定非営利活動法人の合併(→57頁)」をご覧ください。
⑥ 破産手続開始の決定	<ul style="list-style-type: none"> 法人が債務を完済することができなくなったときは、裁判所は、理事若しくは債権者の請求により又は職権により破産宣告をすることになります。
⑦ 法第43条の規定による設立の認証の取消し	<ul style="list-style-type: none"> 3年以上にわたって事業報告書等を提出しないとき、改善命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達成することができないときなどは、法人の設立の認証を取り消すことがあります。

【解散及び清算に係る事務手続の流れ】

解散事由	解散の手順	清算の手順
<ul style="list-style-type: none"> 社員総会の決議 定款で定めた解散事由の発生 社員の欠亡 	解散 → 解散の届出	<ul style="list-style-type: none"> 定款で残余財産の帰属先が規定されている場合 清算終了届出 → 残余財産帰属 定款で残余財産の帰属先が規定がない場合 認証申請 → 認証 → 清算終了届出 → 残余財産帰属
<ul style="list-style-type: none"> 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 法第43条の規定による設立の認証の取消し 	認定申請 → 町長の認定 → 解散	
<ul style="list-style-type: none"> 合併 	解散	
<ul style="list-style-type: none"> 破産手続開始の決定 	解散 → 解散の届出	

(1) 解散の認定申請（法第31条第2項、第3項、規則第12条）

- 「目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」による解散は、玉村町の認定がなければ効力を生じません。
- したがって、法人は、この事由により解散しようとするときは、**解散認定申請書（規則別記様式第10号）**に目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能を

証する書面(例えば、社員総会の議事録の謄本など)を添付して玉村町に提出しなければなりません。

(2) 解散の届出(法第31条第4項、規則第13条第1項)

- 法人が、上記の解散事由の①②④または⑥の事由によって解散した場合には、清算人は、**解散届出書(規則別記様式第11号)**と**解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書**を玉村町に提出しなければなりません。

(3) 清算に関する手続

- 清算中に就任した清算人は、清算人**就任届出書(規則別記様式第12号)**に清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて玉村町に提出しなければなりません。(法第31条の8、規則第13条第2項)
- 清算が終了したときは、清算人は、清算**終了届出書(別記様式第14号)**に清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添えて玉村町に提出しなければなりません。(法第32条の3、規則第15条)

◆ 清算人とは?(法第31条の5、法第31条の6、法第31条の7)

法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除き、理事が清算人になります。ただし、定款に定めがあるとき、又は社員総会において他の人を選任したときは、その定め又は選任による者が清算人となります。

なお、裁判所は、清算人がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、利害関係人若しくは検察官の請求により、又は職権をもって、清算人を選任することができます。また、重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により、又は職権をもって、清算人を解任することができることになっています。

(4) 残余財産の帰属(法第32条、法第11条第3項)

- 解散した法人の清算によって、残余財産がある場合、玉村町に清算**終了届出書**を提出した時点で、定款に定めたところにより、その帰属先に帰属することになります。
- 残余財産は社員に分配することはできず、定款において残余財産の帰属先を定める場合には、次に掲げる者のうちから選定しなければなりません。

- | | |
|------------------|----------|
| ① 他の特定非営利活動法人 | ④ 学校法人 |
| ② 国又は地方公共団体 | ⑤ 社会福祉法人 |
| ③ 公益財団法人又は公益社団法人 | ⑥ 更正保護法人 |

- 定款に残余財産の帰属先について特に定めがない場合、清算人は残余財産譲渡認**証申請書(規則別記様式第13号)**を玉村町に提出し、その認証を受けて残余財産を国又は地方公共団体に譲渡することができます。(法第32条第2項)
- 定款に残余財産の帰属先の定めがなく、かつ清算人が認証申請をしなかった場合又は認証申請をして不認証になった場合、残余財産は最終的に**国庫**に帰属します。(法第32条第3項)

2 特定非営利活動法人の合併

特定非営利活動法人は、社員総会の議決を行い、所轄庁の認証を得た後に、登記することによって他の特定非営利活動法人と合併することができます（法第33条、34条）。

(1) 合併の議決（法第34条第1項、第2項）

法人が合併をするには、社員総会の議決を経なければなりません。

この議決は、定款に特別の定めがない限り、社員総数の4分の3以上の多数をもって行う必要があります。

(2) 合併の認証申請

社員総会の議決後、所轄庁へ合併の認証申請を行います。所轄庁（申請先）は、合併後の事務所の所在地で決まります。

＞ 玉村町内のみにも事務所がある法人・・・玉村町長

＞ 玉村町以外の市町村にも事務所がある法人

・・・主たる事務所が所在する都道府県知事又は政令指定市長

合併の認証申請手続きについては、設立の認証申請の手続きが準用されており、次の書類を所轄庁に提出しなければなりません。（法第34条第3項、条例第10条）

<提出書類>

① 合併認証申請書（規則別記様式第15号）	提出部数 ①、②、⑤～⑧ ：各1部 ③、④、⑨～⑪ ：各2部
② 合併の議決をした各法人の社員総会の議事録	
③ 定款	
④ 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所及び各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	
⑤ 役員の就任承諾書及び誓約書の謄本（写し）	
⑥ 各役員の住所又は居所を証する書面	
⑦ 社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面	
⑧ 確認書（法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面）	
⑨ 合併趣旨書	
⑩ 合併の設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	
⑪ 合併の設立当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	

※ 様式は、設立申請の様式に準じます。

※ 玉村町以外の所轄庁に申請する場合は、その所轄庁に様式、提出部数等を確認してください。

◆ 合併認証に係る所轄庁における処理

所轄庁（玉村町）に合併の認証申請があった場合の手続については、法人の設立認証申請があった場合の手続が準用されています（法第34条第5項）。

ア 公告

玉村町は、合併認証申請があったときは、次の事項を玉村町役場掲示場に掲示して公告します。

- ①申請のあった年月日、②申請に係る特定非営利活動法人の名称、③代表者の氏名
- ④主たる事務所の所在地、⑤定款に記載された目的

イ 縦覧

玉村町は、合併認証申請書に添付された書類のうち次の書類を、申請書を受理した日から2か月間、玉村町の担当窓口において縦覧します。

- ①定款、②役員名簿、③合併趣旨書、④事業計画書、⑤活動予算書

ウ 認証又は不認証

玉村町長は、縦覧期間経過後2か月以内（申請書を受理後4か月以内）に審査し、認証又は不認証の決定を行います。

（3） 合併認証後に必要な手続き（法第35条、第36条第2項）

所轄庁から合併の認証を受けた法人は、その認証の通知のあった日から2週間以内にその債権者に対して、合併に異議があれば（注）一定の期間内に述べるべきことを公告するとともに、貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べるのできる期間が満了するまでの間、事務所に備え置く必要があります（法第35条）

（注）「一定の期間内」の期間は、2月を下回ってはなりません。

債権者が異議を述べたときは、合併によりその債権者を害するおそれがない時を除き、その債権者に弁済するか、相当の担保を提供するか又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければなりません。（法第36条第2項）

（4） 合併に係る登記（組合等登記令第8条、第13条）

法人は、合併に必要な手続を終了した日から、主たる事務所においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、合併後存続する法人については変更の登記、合併により消滅する法人については解散の登記、合併により設立した法人については設立の際と同様の事項を登記しなければなりません。（組合等登記令第8条、第13条）

（5） 「合併登記完了届出書」及び「閲覧用書類」の提出（法第39条第2項、規則第17条）

合併に係る登記をした後には、速やかに玉村町に対し登記をしたことを証する登記事項証明書添付した**合併登記完了届出書（規則別記様式16号）**を提出する必要があります。（法第39条第2項、第13条第2項及び第14条、規則第17条）。あわせて**閲覧用書類**として、次の書類を玉村町に提出してください。

なお、認証を受けた者が設立の認証があった日から**6か月を経過しても登記をしないときは、所轄庁が認証を取り消す**ことがあります（法13③）

<提出書類>

① 法第35条第1項の合併の時の財産目録（2部）

② 登記事項証明書の写し（原本1部、写し1部）